

清須市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清須市国民健康保険条例（平成 17 年清須市条例第 113 号。以下「条例」という。）第 2 条に基づき、清須市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項につき審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 国民健康保険税に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事。
- (4) 直営診療所の設置に関する事。
- (5) 保健事業の実施大綱の策定に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項

2 協議会は、市長から諮問があったときは、その都度これを開き、速やかに答申しなければならない。

3 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

(組織)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、その議長となり会務を総理する。

2 会長職務代理者は、会長に事故があるとき、その職務を代行する。

(協議会の招集)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の 3 分の 1 以上の者から協議会の招集請求があったときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項につき市長が招集する。

- (1) 初の協議会の会長及び会長職務代理者の選挙を行うとき。
- (2) 協議会の会長及び会長職務代理者が欠けたとき。

第5条 会長が協議会を招集しようとするときは、この目的事項、内容、日時、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。

(定足数)

第6条 協議会は、委員定数の過半数の者が出席し、かつ、条例第2条各号に規定する委員1人以上が出席しなければならない。

(表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第8条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、また資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保険年金課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。